

2010年6月21日 全11頁

# 証券会社に対する連結規制

制度調査部  
横山 淳

## 2010年金商法改正関連シリーズ

### [要約]

- 2010年5月12日、「金融商品取引法等の一部を改正する法律」が参議院本会議で可決され、成立した。この中で証券会社に対する連結規制・監督を導入している。
- 一定規模以上の証券会社（特別金融商品取引業者）に対しては、その証券会社及びその子会社に対して連結ベースの自己資本規制や、その子会社に対する当局の検査などを導入している。
- 特別金融商品取引業者のうちグループ一体で金融業務を行っているものと認められるものに対しては、親会社（指定親会社）・兄弟会社を含めたグループ全体に対する連結ベースの自己資本規制や、指定親会社に対する当局の検査・処分などを導入している。
- 施行は公布日（2010年5月19日）から1年以内の政令指定日が予定されている。

### 【目次】

はじめに	2
1. 背景	2
2. 「川下」連結規制（特定金融商品取引業者）	4
(1) 特定金融商品取引業者	4
(2) 連結自己資本規制（「川下」連結）	5
(3) 子会社等に対する監督権限	6
(4) 親会社の届出、グループ全体の財務状況等の報告	6
(5) その他	7
3. 「川上」連結規制（指定親会社）	7
(1) 指定親会社	7
(2) 指定親会社の書類提出義務	8
(3) 連結自己資本規制（「川上」連結）	9
(4) 指定親会社に対する監督・処分権限	10
(5) その他	10
4. 施行日	11

## はじめに

○2010年5月12日、「金融商品取引法等の一部を改正する法律」（以下、改正法）が参議院本会議で可決され、成立した（公布は2010年5月19日）<sup>1</sup>。

○これは、いわゆる金融危機を受けた国際的な議論や、わが国での処分事案から明らかになった投資者保護上の問題などを受けて、2010年1月21日に金融庁がとりまとめた『金融・資本市場に係る制度整備について』<sup>2</sup>を踏まえて、金融商品取引法などの改正を行うものである。

○その主な内容を挙げると次のようになる。

### (1) 店頭デリバティブ取引等の決済の安定性・透明性の向上

- ①一定の店頭デリバティブ取引等について清算機関の利用の義務付け（いわゆる清算集中）
- ②清算関連の基盤整備
- ③取引情報保存・報告制度の創設

### (2) 証券会社の連結規制・監督の導入等

- ①金融商品取引業者に対する主要株主規制の強化
- ②一定規模以上の第一種金融商品取引業者に対する連結規制・監督の導入
- ③保険会社又は保険持株会社グループに対する連結財務健全性基準（連結ソルベンシー・マージン基準）の導入（保険業法の改正）

### (3) その他の投資者保護のための措置

- ①裁判所の禁止・停止命令に違反した法人に対する罰則（両罰規定）
- ②当局による破産手続開始の申立権の範囲を金融商品取引業者全般に拡大（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の改正）
- ③信託業の免許取消し等の際の当局による新受託者選任等の申立権の整備（信託業法の改正）

○本稿では、これらのうち(2)②「一定規模以上の第一種金融商品取引業者に対する連結規制・監督の導入」について紹介する。

## 1. 背景

○わが国の金融商品取引法の下では、第一種金融商品取引業者（いわゆる証券会社）に対する財務の健全性規制として、いわゆる「自己資本規制比率」が課されている。

○具体的には、第一種金融商品取引業者は、自己資本規制比率（＝固定化されていない自己資本の額 ÷ リスク相当額）が120%を下回ることをしないようにすることが義務付けられている（金融商品取引法46条の6第2項）。また、自己資本規制比率の定期的な当局への報告義務や開示義務なども課されている（同第1、3項）。

<sup>1</sup> 提出時の法案が、金融庁のウェブサイト（<http://www.fsa.go.jp/common/diet/174/index.html>）に掲載されている。なお、法案は、2010年3月9日に国会提出され、4月20日には衆議院本会議で可決されていた。

<sup>2</sup> 金融庁のウェブサイト（<http://www.fsa.go.jp/news/21/syouken/20100121-7.html>）に掲載されている。なお、拙稿「金融・資本市場の制度整備」（2010年1月26日付レポート）も参照。

- 加えて、当局は、第一種金融商品取引業者の自己資本規制比率が 120%を下回った場合には業務の方法の変更命令などを、100%を下回った場合には業務停止命令などを、必要に応じて、出すことができることとされている（金融商品取引法 53 条）。
- こうした規制が設けられている趣旨は、一般に、「金融商品取引業者の経営に伴うリスクに備え、将来生じ得る損失に対応し得るだけの自己資本を金融商品取引業者に維持させるとともに、自己資本規制比率を財務内容悪化の早期警戒指標として用いようという規制」<sup>3</sup>と説明されている。
- ただ、こうした第一種金融商品取引業者のリスク管理が、なぜ求められるかという点に関しては、「投資者保護」という観点から説明されることが、従来、多かった<sup>4</sup>。即ち、「投資者保護」の観点から、第一種金融商品取引業者に対しては分別管理義務（金融商品取引法 43 条の 2）などを通じて、その取り扱う顧客資産の安全の確保が図られている。とはいえ、それらが適切に運用されるためには、第一種金融商品取引業者自身の財務内容が健全に維持されることが望ましいということであろう。
- そうした観点から、第一種金融商品取引業者の自己資本規制比率は、単体ベースで規制されている。つまり、「顧客資産の安全の確保」という規制目的は、顧客資産を取り扱っている第一種金融商品取引業者本体の健全性が確保することで、基本的に達成可能であると考えられるためである<sup>5</sup>。
- それに対して、同じ金融機関でも、銀行については、単体（銀行法 14 条の 2）だけではなく、連結ベースでの自己資本比率規制（銀行法 52 条の 25）もなされている。これは、銀行の場合（証券会社と異なり）、「預金者保護の観点のほか、資金決済機能を担うという側面も踏まえ、金融システムの安定性確保の観点から」（前出金融庁『金融・資本市場に係る制度整備について』）規制・監督を行う必要があるためと説明されている。
- ところが、2008 年の金融危機においては、大手証券会社（投資銀行）や大手保険会社の破綻等が国境を越えて金融システムに重要な影響を及ぼすこととなった。つまり、銀行以外の金融機関についても、大規模で複雑な業務を行っている場合には、金融システムの安定性確保の上で無視できない存在であることが確認されたのである。
- これを踏まえ、国際的にも国境を越えて活動する（銀行に限らない）大規模金融機関に対する規制の取組みが進められている（G20、金融安定理事会（FSB）など）。
- こうした流れの中で、わが国でも一定の証券会社（第一種金融商品取引業者）に対する連結ベースの規制・監督を整備することとされたものである。
- 今回の改正法に基づく、第一種金融商品取引業者に対する連結規制・監督は、大きく次の二つに整理できる。

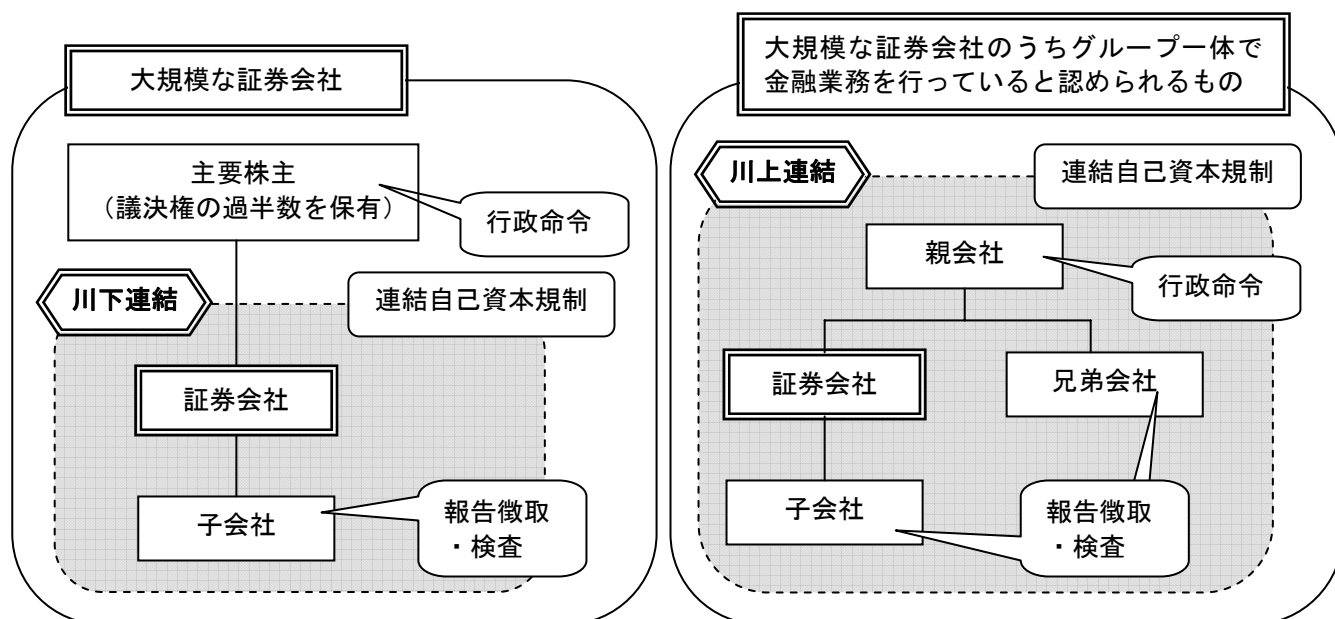
<sup>3</sup> 近藤光男・吉原和志・黒沼悦郎「金融商品取引法入門」（商事法務、2009 年）p.387。

<sup>4</sup> 近藤光男・吉原和志・黒沼悦郎「金融商品取引法入門」（商事法務、2009 年）pp.386-387、河本一郎・関要「〔新訂版〕逐条解説 証券取引法」（商事法務、2002 年）p.494 など。

<sup>5</sup> もちろん、その前提として第一種金融商品取引業者とそのグループ会社との取引等が適切に規制・規律されていることが前提となることは言うまでもない。

- ①一定の規模以上の第一種金融商品取引業者について、その第一種金融商品取引業者及びその子会社に対する規制・監督（いわゆる「川下連結」）
- ②上記①の第一種金融商品取引業者のうちグループ一体で金融業務を行っているものと認められるものについて、その親会社・兄弟会社を含むグループ全体に対する規制・監督（いわゆる「川上連結」）

図表 証券会社の連結規制・監督の導入



(出所) 金融庁「金融商品取引法等の一部を改正する法律案に係る説明資料」(平成22年3月)  
<http://www.fsa.go.jp/common/diet/174/01/setsume.pdf>

## 2. 「川下」連結規制（特定金融商品取引業者）

### (1) 特定金融商品取引業者

- 第一種金融商品取引業者（外国法人を除く）は、その総資産額が一定の基準（総資産基準額）を超えることとなったときは、2週間以内に内閣総理大臣に届け出ることが義務付けられる（改正法による金融商品取引法（以下、改正金融商品取引法）57条の2第1項）。
- この届出を行った第一種金融商品取引業者は「特定金融商品取引業者」と呼ばれ、「川下」連結規制・監督の対象とされることとなる（改正金融商品取引法57条の2第2項など）。
- 届出が必要となる基準である「総資産基準額」については、「金融商品取引業者及びその子法人等の集団について業務の健全かつ適切な運営を確保することが必要となる総資産の規模を示す金額として政令で定める金額」とされている（改正金融商品取引法57条の2第1項）。
- つまり、具体的な金額は、今後、制定される政令に委任されている。この点について、政府・当局も国会審議の中で次のような説明を行っている（なお、肩書きは答弁時点のものである。以下同じ）。

## 大塚副大臣の衆議院財務金融委員会での答弁（2010年4月14日）

例えばのケースでございますが、一兆円程度の資産規模を想定いたしますと、これで国内の事業者の九割近い規模をカバーできるというような客観的な事実もあります。そうした客観的な事実を踏まえて、府令で今後定めていく方針でございます。

（出所）[http://www.shugiin.go.jp/index.nsf/html/index\\_kaigiroku.htm](http://www.shugiin.go.jp/index.nsf/html/index_kaigiroku.htm)

## 大塚副大臣の参議院財政金融委員会での答弁（2010年4月27日）

これも政令事項として今後決めさせていただきたいというふうには思っておりますが、前回か、あるいは衆議院の方でも答弁をさせていただいたかもしれませんが、例えば仮に総資産額の基準を一兆円と、グループ全体で一兆円というふうにした場合には、これは証券会社の会社の数でいうと5%程度になりますけれども、総資産額という単位で考えると大体九割程度をカバーすることになりますので、そういった実態も踏まえて、基準は政令で決めさせていただきたいと思っております

（出所）<http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/sangiin/174/0060/main.html>

## (2) 連結自己資本規制（「川下」連結）

- 改正法の下では、特別金融商品取引業者とその子法人等<sup>6</sup>に対して、連結ベースでの自己資本規制が課されることとなる。
- 即ち、内閣総理大臣は、特別金融商品取引業者がその経営の健全性を判断するための基準として、金融商品取引業者及びその子法人等の保有する資産等に照らし、自己資本の充実の状況が適当であるかどうかの基準その他の経営の健全性の状況を表示する基準を定めることとされている（改正金融商品取引法 57 条の 5 第 1 項）。
- 具体的な基準は、現時点では明らかにされておらず、今後、政令・府令・告示などで定められることとなるものと考えられる。なお、前出金融庁『金融・資本市場に係る制度整備について』では、次のような方針が示されていた。

現行、単体ベースで適用される自己資本規制の枠組みは、証券会社のビジネス・モデルも踏まえ、自己資本の質・量に加えて、流動性にも着目するものとなっている。連結ベースの自己資本規制を整備するに当たっても、こうした観点を織り込み、基本的に、現行の単体ベースの規制を拡張していく方向で検討することとする。一方、国際的に活動する金融機関については、その財務の健全性を示す指標として、いわゆるバーゼルⅡを用いた自己資本規制の枠組みが定着している。従って、我が国の証券会社のうち、国際展開を図る上で、バーゼルⅡを用いた自己資本規制の適用を行う者に対しては、これによる枠組みとすることとする。

- 特別金融商品取引業者は、内閣総理大臣の定める基準を用いて表示される「経営の健全性の状況」について、四半期ごとに内閣総理大臣に対する届出と公衆縦覧を行うことが求められる（改正金融商品取引法 57 条の 5 第 2、3 項）。
- こうした「経営の健全性の状況」に照らして、内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要か

<sup>6</sup> 「子法人等」とは、子会社その他の密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当するものと定義されている（改正金融商品取引法 57 条の 2 第 9 項）。



つ適当であると認めるときは、その必要の限度において、特別金融商品取引業者に対して次のような処分を行うことができる（改正金融商品取引法 57 条の 6 第 1、3 項）。

◇（3 ヶ月以内の）業務の全部又は一部の停止

◇登録取消し（※）

◇業務の方法の変更

◇財産の供託その他監督上必要な事項

（※）「登録取消し」処分は、「業務の全部又は一部の停止」命令を行ったにも関わらず、3 ヶ月を経過した時点で経営の健全性の状況が改善せず、かつ、改善する見込みがないと認められる場合に行われる。

○これはいずれも現行の（単体ベースの）自己資本規制比率についての取扱い（改正金融商品取引法 46 条の 6、53 条）に準じたものとなっている<sup>7</sup>。

### (3) 子会社等に対する監督権限

○特別金融商品取引業者の子会社等<sup>8</sup>に対して、内閣総理大臣は、一定の監督権限を行使することができる。

○具体的には、内閣総理大臣は、公益・投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、次の権限を行使することができる（金融商品取引法 57 条の 10 第 1 項）。

①子会社等に対し、特別金融商品取引業者の財産に関し参考となるべき報告・資料提出を命じること（いわゆる報告徴取権限）

②職員に子会社等の業務・財産の状況、帳簿書類その他の物件の検査（特別金融商品取引業者の財産に関し必要な検査に限る）をさせること（いわゆる検査権限）

### (4) 親会社の届出、グループ全体の財務状況等の報告

○特別金融商品取引業者に対しては、前記(2)(3)のようにその子法人等など「川下」に対する連結規制が中心となる。ただし、次のようにその親会社に対しても一定のチェックが行われることとされている。これは後述する「川上」連結規制の対象とすべきかの判断材料としての意味もあるものと考えられる。

○特別金融商品取引業者は、その親会社に関して次の書類を内閣総理大臣に提出することが求められている（改正金融商品取引法 57 条の 2 第 2、3 項）。

<sup>7</sup> 厳密には、例えば、単体ベースの自己資本規制比率の当局への届出は月次ベースだが（改正金融商品取引法 46 条の 6 第 1 項）、新たな連結ベースの「経営の健全性の状況」は四半期ベースといった相違点はある。

<sup>8</sup> ここでの「子会社等」とは、親会社等によりその意思決定機関（財務・営業、事業の方針を決定する機関、具体的には、株主総会その他のこれに準ずる機関のこと）を支配されている会社等（会社、組合その他これらに準ずる事業体をいい、外国におけるこれらに相当するものを含む）をいう（改正金融商品取引法 57 条の 10 第 2 項）。

◇親会社の商号・名称などを記載した書類

◇親会社のうちその親会社がない会社（つまりグループ全体の頂点に位置する会社）についての直近四半期報告書その他の特別金融商品取引業者の親会社及びその子法人等の業務・財産の状況を記載した書類

◇親会社及びその子法人等の集団が、その業務の運営・財産の状況について、他の法令に基づいて行政機関の監督を受けている場合（※）には、その旨を説明する書類

◇次の場合には、その経営管理・支援の内容・方法を記載した書類

—親会社とその特別金融商品取引業者の経営管理を行っている場合

—親会社又はその子法人等がその特別金融商品取引業者に対して資金調達に関する支援を行っている場合

（※）外国の法令に基づいて外国の行政機関その他これに準ずるものの監督を受けている場合を含む。

○これらの書類に記載した事項について、事後的に変更があったときは、特別金融商品取引業者は、遅滞なくその旨を内閣総理大臣に届け出ることが義務付けられている（改正金融商品取引法 57 条の 2 第 4 項）。

○加えて、（親会社のある）特別金融商品取引業者は、定期的にグループ全体の財務状況等の報告も求められる。具体的には、四半期ごとに次の書類を内閣総理大臣に提出することが義務付けられる（改正金融商品取引法 57 条の 2 第 5 項）。

親会社のうちその親会社がない会社（つまりグループ全体の頂点に位置する会社）についての直近四半期報告書その他の特別金融商品取引業者の親会社及びその子法人等の業務・財産の状況を記載した書類

## (5) その他

○前記(1)～(4)のほか、特別金融商品取引業者に対しては次のような義務が課されている。

①特別金融商品取引業者及びその子法人等の業務・財務の状況を連結して記載した事業報告書の提出・報告義務（改正金融商品取引法 57 条の 3）

②特別金融商品取引業者及びその子法人等の業務・財産の状況を連結して記載した説明書類の作成・公衆縦覧義務（改正金融商品取引法 57 条の 4）

## 3. 「川上」連結規制（指定親会社）

### (1) 指定親会社

○前記 2. の特別金融商品取引業者のうちグループ一体で金融業務を行っているものと認められるものについては、内閣総理大臣は、その親会社・兄弟会社を含むグループ全体に対する規制・監督（いわゆる「川上連結」）の対象として、その特別金融商品取引業者の親会社のことを「指定親会社」に指定することとされている。

○具体的には、特別金融商品取引業者の親会社又はその子法人等が、次の要件のいずれかに該当し、

その親会社又はその子法人等の業務の健全かつ適切な運営を確保することが公益・投資者保護のため特に必要であると認められる場合に、指定を行うとしている（改正金融商品取引法 57 条の 12 第 1 項）。

◇親会社が特別金融商品取引業者の経営管理を事業として行っていること

◇親会社又はその子法人等が特別金融商品取引業者に対し、その業務の運営のために必要な資金の貸付け、債務の保証その他これらに類する資金調達に関する支援であって、その停止が特別金融商品取引業者の業務の健全かつ適切な運営に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるものを行っていること

○ただし、内閣総理大臣は、次の場合には指定を行わないことができる（改正金融商品取引法 57 条の 12 第 2 項）。

◇特別金融商品取引業者の親会社及びその子法人等の集団が、その業務の運営・財務の状況について、他の法令に基づいて行政機関の適切な監督を受けていると認められる場合

◇外国の法令に基づいて外国の行政機関その他これに準ずるものの適切な監督を受けていると認められる場合

○つまり、別途、国内・国外の監督機関による必要な監督を受けている場合には、金融商品取引法に基づく「川上」連結規制の対象とはしないということである。これは、基本的に次の考え方を踏まえたものと考えられる（前出金融庁『金融・資本市場に係る制度整備について』）。

(イ) 既に他業法によるグループ全体の連結規制・監督が行われている場合は重複規制を避けることとする。

(ロ) 親会社が外国当局による規制・監督を受けている場合や、証券会社と一体的に業務を運営しているとは認められない場合には、当該規制・監督等の実情を踏まえ適切な対応を行うこととする（外資系グループについては、母国当局との連携に加え、日本拠点の規制・監督を通じて、グループ全体の状況についても確認することとする）。

## (2) 指定親会社の書類提出義務

○前記(1)の指定を受けた「指定親会社」は、次の事項を記載した書類や各種の添付書類（欠格事由等に該当しないことの誓約書面、定款、登記事項証明書など）の提出が求められる（改正金融商品取引法 57 条の 13）。

◇商号、名称

◇資本金の額、出資総額

◇役員の名、名称

◇本店又は主たる事務所の名称、所在地

◇指定親会社及びその子法人等の集団が、その業務の運営・財務の状況について、他の法令に基づいて行政機関の適切な監督を受けていると認められる場合（※）には、その旨

◇次の事項に関する内容及び方法

—指定親会社による傘下の特別金融商品取引業者（対象特別金融商品取引業者）の経営管理



—指定親会社・その子法人等による傘下の特別金融商品取引業者に対する資金調達に関する支援

◇その他内閣府令で定める事項

(※) 外国の法令に基づいて外国の行政機関その他これに準ずるものの適切な監督を受けていると認められる場合を含む。

○これらの事項について、事後的に変更があったときは、指定親会社は、2週間以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出ることが義務付けられている（改正金融商品取引法 57 条の 14）。

### (3) 連結自己資本規制（「川上」連結）

○改正法では、前記(1)の指定が行われた場合には、特別金融商品取引業者とその子会社だけでなく、その親会社（指定親会社）・兄弟会社を含むグループ全体に対する連結自己資本規制が課されることとなる。この場合、前記 2. (2)の「川下」連結自己資本規制は重複して課されないとされている（改正金融商品取引法 57 条の 25）。

○即ち、内閣総理大臣は、最終指定親会社（「川上」連結規制の対象となるグループの頂点となるべき指定親会社のこと）が、最終指定親会社及びその子法人等の経営の健全性を判断するための基準として、最終親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし、自己資本の充実の状況が適当であるかどうかの基準その他の経営の健全性の状況を表示する基準を定めることとされている（改正金融商品取引法 57 条の 17 第 1 項）。

○具体的な基準は、現時点では明らかにされておらず、今後、政令・府令・告示などで定められることとなるものと考えられる。なお、前記 2. (2)でも紹介した通り、前出金融庁『金融・資本市場に係る制度整備について』では、次のような方針が示されていた。

現行、単体ベースで適用される自己資本規制の枠組みは、証券会社のビジネス・モデルも踏まえ、自己資本の質・量に加えて、流動性にも着目するものとなっている。連結ベースの自己資本規制を整備するに当たっても、こうした観点を織り込み、基本的に、現行の単体ベースの規制を拡張していく方向で検討することとする。一方、国際的に活動する金融機関については、その財務の健全性を示す指標として、いわゆるバーゼルⅡを用いた自己資本規制の枠組みが定着している。従って、我が国の証券会社のうち、国際展開を図る上で、バーゼルⅡを用いた自己資本規制の適用を行う者に対しては、これによる枠組みとすることとする。

○最終指定親会社は、内閣総理大臣の定める基準を用いて表示される「経営の健全性の状況」について、四半期ごとに内閣総理大臣に対する届出と公衆縦覧を行うことが求められる（改正金融商品取引法 57 条の 17 第 2、3 項）。

○こうした「経営の健全性の状況」に照らして、内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、その必要の限度において、最終指定親会社に対して監督上必要な事項を命じることができる（改正金融商品取引法 57 条の 21 第 1 項）。

○この最終指定親会社に対する命令に加えて、その命令に関する措置の実施状況に照らして、特に必要があると認めるときは、内閣総理大臣は、特別金融商品取引業者に対しても、監督上必要な措置をとるべきことを命じることができる（改正金融商品取引法 57 条の 21 第 4 項）

○更に、最終指定親会社に対する命令にも関わらず、改善が進まない場合には、内閣総理大臣は金融商品取引業務の分離などを命令できる。即ち、前述の「監督上必要な事項」の命令から 3 ヶ月経過

しても経営の健全性の状況が改善せず、かつ、改善する見込みがないと認められるときは、内閣総理大臣は、その最終指定親会社に対して、3ヶ月以内の期間を定めてその傘下の特別金融商品取引業者の親会社でなくなるための措置その他必要な措置をとるべきことを命じることができることとされている（改正金融商品取引法 57 条の 21 第 2 項）。

#### (4) 指定親会社に対する監督・処分権限

○指定親会社に対して、内閣総理大臣は、一定の監督権限を行使することができる。

○具体的には、内閣総理大臣は、公益・投資者保護のため必要かつ相当であると認めるときは、次の権限を行使することができる（金融商品取引法 57 条の 23）。

- ①次の者に対して、指定親会社及びその傘下の特別金融商品取引業者の業務・財産に関し参考となるべき報告・資料提出（※1）を命じること（いわゆる報告徴取権限）
- 指定親会社
  - 指定親会社と取引する者
  - 指定親会社の子会社等
  - 指定親会社から業務の委託を受けた者
- ②職員に次の者の業務・財産の状況、帳簿書類その他の物件の検査（※2）をさせること（いわゆる検査権限）
- 指定親会社
  - 指定親会社の子会社等
  - 指定親会社から業務の委託を受けた者

（※1）子会社等にあつては、指定親会社及びその傘下の特別金融商品取引業者の財産に関し参考となるべき報告・資料に限る。

（※2）子会社等にあつては、指定親会社及びその傘下の特別金融商品取引業者の財産に関し必要な検査に、業務の委託を受けた者にあつては、対象となる特別金融商品取引業者及びその指定親会社の業務・財産に関し必要な検査に限る。

○加えて、内閣総理大臣は、指定親会社に対して次のような処分権限も有することとなる。

- ◇指定親会社に対し、傘下の特別金融商品取引業者の業務の運営、財産の状況の改善に必要な措置をとるべきことを命じること（業務改善命令、改正金融商品取引法 57 条の 19）
- ◇指定親会社に対し、3ヶ月以内の期間を定めて、傘下の金融商品取引業者の親会社でなくなるための措置その他必要な措置をとるべきことを命じること（改正金融商品取引法 57 条の 20 第 1、2 項）
- ◇指定親会社の傘下の特別金融商品取引業者に対し、6ヶ月以内の期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命じること（業務停止命令、改正金融商品取引法 57 条の 20 第 2 項）
- ◇指定親会社に対して、その役員解任を命じること（改正金融商品取引法 57 条の 20 第 3 項）

#### (5) その他

○前記(1)～(4)のほか、指定親会社に対しては次のような義務が課されている。

- ①最終指定親会社（※）に対するその最終指定親会社及びその子法人等の業務・財務の状況を連結して記載した事業報告書の提出・報告義務（改正金融商品取引法 57 条の 15）
- ②最終指定親会社及びその子法人等の業務・財産の状況を連結して記載した説明書類の作成・公衆縦

覧義務（改正金融商品取引法 57 条の 16）

③指定親会社の主要株主に対する監督（改正金融商品取引法 57 条の 26）

（※）指定親会社であって、その親会社のうちにその指定親会社と同一の対象特別金融商品取引業者に係る指定親会社である会社がないもの（改正金融商品取引法 57 条の 12 第 3 項）。即ち、「川上」連結規制の対象となるグループの頂点となるべき指定親会社のこと。

○なお、これらの規制が指定親会社に課されることから、前記 2. (5)①②の規制は、指定親会社の傘下の特別金融商品取引業者には課されない（改正金融商品取引法 57 条の 25）。

## 4. 施行日

○証券会社の連結規制・監督に関する改正については、公布日から 1 年以内の政令指定日から施行することとされている（改正法附則 1 条）。